

第 99 号 議 案

和解について

原告（被控訴人） 長崎県
被告（控訴人） 長崎県佐世保市椎木町185番地 壽 ヒサエ
長崎県佐世保市椎木町185番地 壽 眞由美
福岡県福岡市東区東浜 1 丁目11番30-1103号 山田 紀久代
福岡県福岡市南区筑紫丘 2 丁目 5 番 8 -105号 壽 信一

長崎県所有地（廃川敷）において、隣接アパートの所有者が、アパートの駐車場及び建物の一部が越境した状況で当該土地の不法占拠を続けているため、令和 3 年 8 月 13 日、県が長崎地方裁判所に、被告らに対し土地の明渡し及び損害賠償を求めて提訴した事件について、令和 6 年 8 月 8 日に同裁判所より「被告らは、原告に対し、佐世保市椎木町127番 9、同町127番10、同町127番11、同町124番15にかかる各建物を収去して土地を明け渡せ。被告らは、原告に対し、各自 7,095,059円及びこれに対する令和 2 年 4 月 1 日から支払い済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。被告らは、原告に対し、各自 3,139,433円及びこれに対する令和 6 年 1 月 1 日から支払い済みまで年 3 分の割合による金員を支払え。被告らは、原告に対し、各自令和 6 年 1 月 1 日から明渡し済みまで、年 850,518 円の割合により金員を支払え。」との判決があった。

被告らは判決内容を不服として、令和 6 年 8 月 28 日に福岡高等裁判所へ控訴したところ、同裁判所から和解案が示されたので、次の条項により和解するものとする。

- 1 被控訴人は、控訴人らに対し、佐世保市椎木町127番 9、同町127番10、同町127番11、同町124番15の各土地（以下「本件各土地」という。）について、金 15,000,000 円で売り渡し、控訴人らは本件各土地を買い受ける（以下「本件売買契約」という。）。
- 2 控訴人らは、被控訴人に対し、連帯して、前項の金員を、令和 7 年 12 月 31 日限り、被控訴人の指定口座宛に振り込む方法により支払う。その振込手数料は控訴人らの負担とする。
- 3 控訴人らが、前項の金員を支払ったときは、被控訴人は、控訴人らに対し、直ちに、本件各土地につき、令和 7 年 10 月 9 日売買を原因とする所有権移転登記手続をする。ただし登記手続費用は、控訴人らの負担とする。
- 4 被控訴人は、控訴人らに対し、本件各土地を現状有姿で引き渡し、一切の契約不適合責任を負わないものとする。

- 5 控訴人らが第2項の支払いを怠ったときは、本件売買契約は催告を要することなく当然解除となる。
- 6 前項により解除となったときは、控訴人らは、被控訴人に対し、直ちに、本件各土地上の各建物を収去して本件各土地を明け渡す。
- 7 第5項により解除となったときは、控訴人らは、被控訴人に対し、連帯して、直ちに、金10,234,492円及び内7,095,059円に対する令和2年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員、内3,139,433円に対する令和6年1月1日から支払済みまで年3分の割合による金員並びに令和6年1月1日から前項の本件各土地の明渡し済みまで年850,518円の割合による金員を、被控訴人指定口座に振り込む方法により支払う。ただし振込手数料は控訴人らの負担とする。
- 8 被控訴人は、控訴人らに対するその余の本訴請求を放棄する。
- 9 控訴人らは、被控訴人に対する反訴請求をいずれも放棄する。
- 10 控訴人ら及び被控訴人は、控訴人らと被控訴人との間には、本件に関し、この和解条項に定めるほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 11 訴訟費用は、第1、第2審とも各自の負担とする。

令和7年9月8日提出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

(提案理由)

和解について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。